

被災者生活再建関係

- ・能登半島地震における取組

- ① 住まいの確保
- ② 罹災証明書
- ③ 被災者への情報提供

- ・自主点検レポートを踏まえた取組

- ① 災害時に活用可能なトレーラーハウス等の登録制度の検討
- ② 被害認定調査の迅速化に向けた損保協会との連携検討

① 住まいの確保（仮設住宅の建設状況等 7月23日時点）

- 住まいを失った被災者の方々に、1日も早く、応急的な住まいに移っていただくことが必要。
- このため、2次避難の推進や公営住宅・民間賃貸住宅の空室活用、応急仮設住宅の建設を速やかに進める。
- 現時点での必要戸数（約6,800戸）をほぼ着工済。市町と連携し、地域型の木造仮設住宅等の建設を速やかに進める。

I. 避難所

○1次避難所
・学校、公民館などの
公的施設

【61ヶ所 805人】

・被災市町【54ヶ所 762人】
・広域【7ヶ所 43人】
(7/18 14時現在)

うち 七尾市: 50人
輪島市: 247人
珠洲市: 292人
志賀町: 118人
穴水町: 22人
能登町: 33人
等

○1. 5次避難所
⇒いしかわ総合
スポーツセンター

滞在者数
(7/18 14時現在)
24人

○2次避難所
・旅館・ホテル等

受入数
(7/18 14時現在)
110施設 892人

※ピーク時
2/16 5,275人

II. 応急的な住まいの確保

① 公営住宅等の空室提供

○ 公営住宅等

	石川 県内	富山 県内	福井 県内	愛知 県内	大阪 府内	東京 都内	その他	全国
確保戸数	838戸	508戸	92戸	235戸	219戸	140戸	7,428戸	9,460戸
入居決定 戸数	494戸	99戸	14戸	41戸	58戸	60戸	203戸	969戸

○ 国家公務員宿舎等として、**石川県内 139戸**【104戸について県に使用許可】、新潟県内107戸、富山県内188戸、福井県内101戸を確保

○ UR賃貸住宅を全国で**300戸確保**【入居決定11戸】
※高齢者からの生活相談に対応可能

② 民間賃貸住宅の空室提供

○ 石川県内の提供可能戸数: 約4,500戸【入居決定4,204戸】
石川県から近隣県に転居する場合の提供可能戸数:
新潟県: 1,000戸、富山県: 1,500戸、福井県1,200戸

③ 応急仮設住宅の建設

石川県: 5月末時点での必要戸数(6,603戸)については、全て着工済。
6月末までに約5,000戸の完成目標に対し、5,006戸完成。原則8月中の完成を目指す。

	七尾市	輪島市	珠洲市	羽咋市	内灘町	志賀町	中能登町	穴水町	能登町	9市町
(着工日)	(1/20~)	(1/12~)	(1/12~)	(2/28)	(1/31~)	(1/26~)	(3/27~)	(1/15~)	(1/15~)	6,727戸
着工	575戸	2,897戸	1,597戸	67戸	75戸	393戸	20戸	532戸	571戸	
(完成日)	(2/24~)	(1/31~)	(2/6~)	(4/20~)	(3/4~)	(2/20~)	(4/30)	(2/28~)	(2/28~)	5,430戸
完成	473戸	2,419戸	1,097戸	67戸	75戸	210戸	20戸	521戸	548戸	

※被災地の状況等を踏まえた工事費の実勢価格を反映し予備費を計上

III. 恒久的な 住まいの確保

・自力での再建・
補修等を支援

○住宅金融支援機
構の災害復興住
宅融資制度

○災害援護資金

○被災者生活再建
支援金制度

<被災6市町の避難所における冷房の設置状況>

全ての避難所でエアコン設置済

自力での再建等が
困難な被災者への
公営住宅の整備

① 住まいの確保（多様な仮設住宅の建設 7月23日時点）

- ムービングハウス、トレーラーハウス、プレハブ、木造など多様な応急仮設住宅の建設を推進。
- 特に、自立再建が困難な高齢者向けに、熊本地震の際の取組を参考に、仮設期間の終了後、恒久的な住まいとして転用できる木造仮設住宅を積極的に建設。

ムービングハウス (469戸)



珠洲市：正院小学校グラウンド①(2月6日完成)

トレーラーハウス (30戸)



志賀町：旧JA志賀富来支店駐車場(2月20日完成)

プレハブ (4,573戸)



輪島市：農村ふれあい広場(2月21日完成)

木造等 (1,655戸)



輪島市：三井地区交流広場(2月21日完成)



輪島市：南志見多目的グラウンド(6月19日完成)



輪島市：市立輪島病院第5駐車場(6月14日完成)

① 住まいの確保（仮設住宅の供給ペース：熊本地震との比較）

- **熊本地震の際より2ヵ月早く**、熊本地震の際の総建設戸数（約4,300戸）と概ね同数（4,245戸）の完成に至るなど、今回は、**熊本地震の際のペースを上回る形で仮設住宅の供給が進んでいる**。

【能登半島地震（令和6年）】

- 令和6年5月28日時点（発災から約5ヵ月時点）での着工・完成状況

・着工：6,190戸
 うち完成済：4,245戸

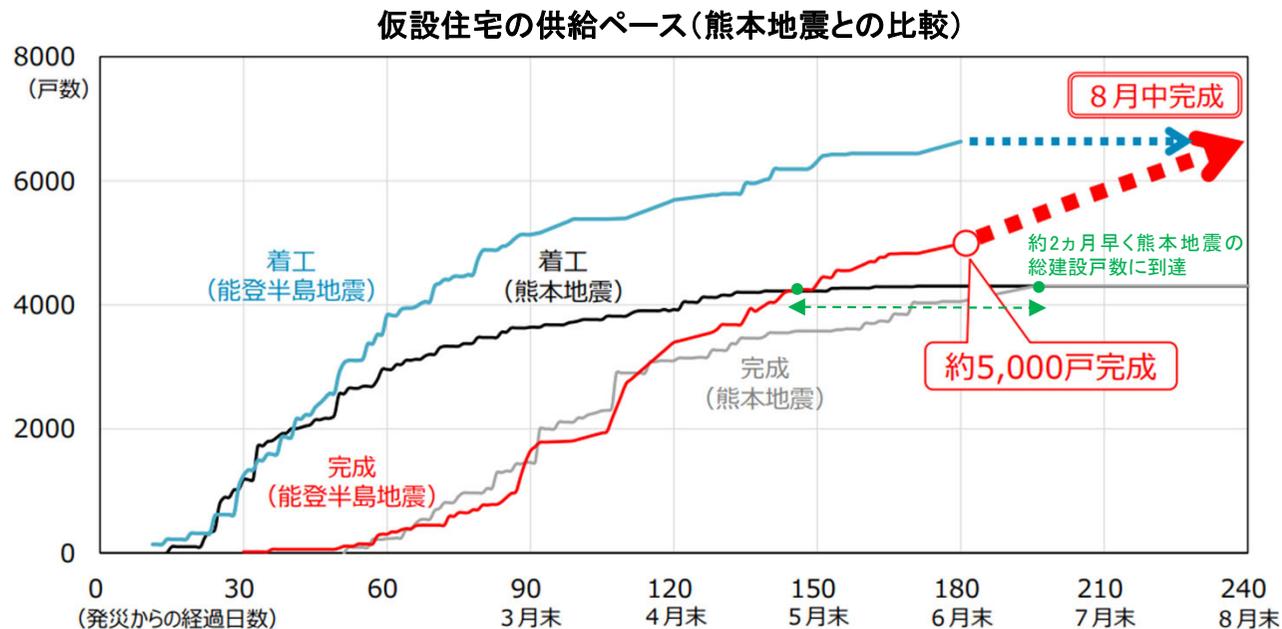
- 8月中の完成を目指す（所要約8ヵ月）
 （現時点での必要戸数約6,800戸）



【熊本地震（平成28年）】

- 仮設住宅の建設状況は以下のとおり。

・総建設戸数：4,303戸
 ・建設終了日：平成28年11月14日（所要約7ヵ月）



出典：石川県資料（内閣府にて一部追記）

② 罹災証明書（交付迅速化に向けた取組）

- **航空写真の活用**、**エリア一括での「全壊」判定**等により、被害認定調査の簡素化を積極的に推進。
- 被災自治体では、現在までに、1次調査及び2次調査を概ね終了。

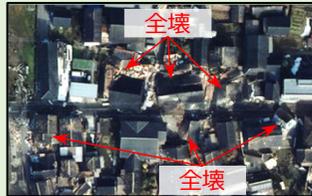
被害認定調査の簡素化事例

○ 航空写真、ドローンの活用

ドローン等で撮影した写真により被害区分を判定。

（珠洲市）

- ・航空写真、ドローンで撮影した写真を積極的に活用し、判定を実施。



航空写真
(令和6年1月撮影・国土地理院提供)



ドローンで撮影した写真
(令和6年1月撮影)

（輪島市）

- ・朝市通り周辺地区について、航空写真を活用し、**エリア一括で「全壊」判定を実施**
- ・申請受理後、**即日**で罹災証明書を交付



全焼地区
(輪島市HPより)



輪島市・朝市通り周辺
(令和6年1月撮影・国土地理院提供)

○ 「リモート」判定

応援自治体職員がリモートで被害区分を判定。

（輪島市）

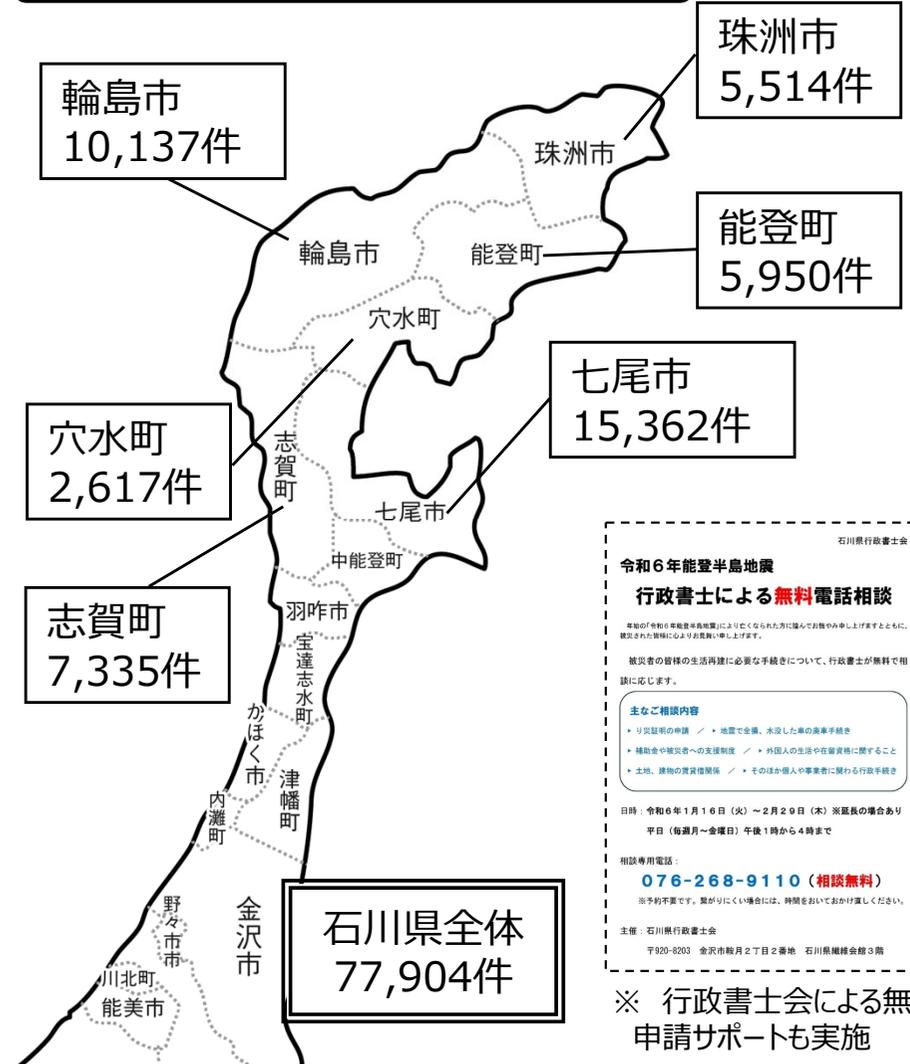
- ・応急危険度判定で「危険」と判定された住家（2,200棟程度）について、東京都職員等が写真により、「全壊」判定を実施。



○ 調査票の簡略化

5つのイメージ図から損害割合を選択。

罹災証明書の交付件数（住家）



石川県行政書士会

令和6年能登半島地震
行政書士による**無料**電話相談

※令和6年能登半島地震によりご迷惑をおかけしております。被災された皆様によりお慰め申し上げます。

被災者の皆様の生活再建に必要な手続きについて、行政書士が無料で相談に応じます。

主なご相談内容

- ・ 被災証明の申請 / ・ 地震で全壊、全壊した車の廃車手続き
- ・ 補助金や被災者への支援制度 / ・ 外国人の生活や在留資格に関すること
- ・ 土地、建物の賃貸借関係 / ・ その他個人や事業者に関する行政手続き

日時：令和6年1月16日（火）～2月29日（木）※局長の場合あり
平日（毎週月～金曜日）午後1時から4時まで

相談専用電話：**076-268-9110（相談無料）**
※予約不要です。繋がりにくい場合は、時間を改めておかけください。

主催：石川県行政書士会
〒920-8203 金沢市親月2丁目2番地 石川県機械会館3階

※ 行政書士会による無料申請サポートも実施

※件数は速報値（令和6年7月8日時点）

③被災者への情報提供（2次避難者向けチラシの作成）

- 2次避難者にも、**被災地の避難所に避難されている方と同様に**、生活支援物資の提供、罹災証明書の交付、被災者生活再建支援金の支給等が行われる旨を周知するため、内閣府及び石川県で協力の上、**2次避難者向けチラシを作成**し、内閣府HP及び石川県HPで公表、**避難所などで掲示・配布**された。

被災市町を離れ、2次避難所(ホテル・旅館等)へ避難されている皆様へ

被災市町を離れ、石川県内他市町や他都道府県の2次避難所（ホテル・旅館等）に避難されている方に対しても、被災地の避難所に避難されている方と同様に、**生活支援物資の提供、罹災証明書の交付、被災者生活再建支援金等の支給**などを行っております。 ※2次避難所（ホテル・旅館等）の宿泊料は無料です（罹災証明書は必要ありません）



石川県ホームページ
能登半島地震に関する情報

生活支援物資

- **衣服・下着類、おむつや生理用品**等の生活支援物資の提供については、避難先の市町にご相談ください。

<相談先> 避難先の市町 ※食事については、食事付きをお申し込みの場合、ホテル・旅館から提供

住まいの支援

- **応急的なお住まいの支援**を行っております。

- ①ご自宅の応急修理
- ②応急仮設住宅への入居
- ③賃貸型応急住宅(アパート等)への入居
- ④公営住宅への入居



避難先の市町、または以下「相談先」にご相談ください。

<相談先> 石川県土木部建築住宅課 076-225-1777
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai_portal.html

医療・介護の自己負担の猶予・免除

- 災害救助法の適用市町の住民の方で住宅の全半壊等一定の要件を満たす方については、**医療・介護の自己負担の支払いが猶予・免除**されます。

※詳しくは、ご加入の各保険者（市町（国民健康保険、介護保険）、後期高齢者医療広域連合、協会けんぽ、国保組合、健保組合、共済組合）にお問い合わせください。

生活福祉資金（緊急小口資金）

- 当座の**生活費の貸付**を行っています。

<相談先>
お近くの市町村社会福祉協議会
(<http://www.zcwvc.net/about/list.html>)



罹災証明書

- 避難先からでも、以下のいずれかの方法により、**罹災証明書**の申請が可能です。

- ①郵送
- ②電話・FAX
- ③避難先の市町村職員の支援を得て申請
※行政書士会による無料申請サポートも実施
- ④マイナポータル等の電子申請

<相談先>
(石川県内に避難されている方) (石川県外に避難されている方)
避難先の市町 被災市町

被災者生活再建支援金・災害援護資金

- 避難先からでも、以下のいずれかの方法により、**被災者生活再建支援金及び災害援護資金**の申請が可能です。

- ①被災市町への郵送
- ②マイナポータル等の電子申請
※石川県内では輪島市のみ

<相談先>
被災市町



こちらのQRコードから
チラシをご覧ください。

③被災者への情報提供（2次避難者向けの資料提供）

○ 2次避難者向けの支援情報（被災者生活再建支援金、仮設住宅等への入居支援、罹災証明書等）について、**石川県から2次避難所へ、必要部数を毎週郵送で提供**している（2月初旬から実施）。

■ 同封されている情報の例（2月9日の郵送資料より（石川県提供））



広報ななお 号外

令和6年(2024)年 2月8日発行

令和6年 能登半島地震 被災者支援制度のご案内

令和6年能登半島地震に被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。一日でも早く安心した生活を送ることができるよう、各種支援制度をご案内します。

※手続きの詳細は、各担当課へお問い合わせください。

被災者生活再建支援金

■ 申請には、罹災証明書などの添付書類が必要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。

■ 支給額（カッコ内は単身世帯の場合の支給額）

区分	基礎支援金 支給額	加算支援金		合計
		住宅の再建方法	支給額	
全壊 解体※ 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円(150万円)	300万円(225万円)
		補修	100万円(75万円)	200万円(150万円)
		賃借	50万円(37.5万円)	150万円(112.5万円)
大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円(150万円)	250万円(187.5万円)
		補修	100万円(75万円)	150万円(112.5万円)
		賃借	50万円(37.5万円)	100万円(75万円)
中規模半壊 半壊	—	建設・購入	100万円(75万円)	100万円(75万円)
		補修	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
		賃借	25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)

※ お住まいの住宅が半壊した、または敷地に被害が生じたことで、倒壊の危険などから、やむを得ず住宅を解体した場合

本庁舎1階に臨時窓口を開設しています

受付時間 9:00～17:00(土・日、祝日含む)

受付場所 【市民ロビー】 建設型応急住宅（仮設住宅）への入居支援
賃貸型応急住宅（みなし仮設）の入居支援
住宅の応急修理支援
住宅の緊急修理支援

【広報広聴課前談話スペース】 被災者生活再建支援金
必要書類などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

住宅などへの支援（⑤と⑥以外の制度は、罹災証明書が必要です）

支援内容	罹災証明書の基準（一部損壊は対象外）					問い合わせ先
	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊	
① 建設型応急住宅（仮設住宅）への入居支援 <small>建設地：万行町、舟尾町、中島町中島、能登島向田町</small>		○	○	○	○	詳細は裏面をご覧ください 都市建築課 ☎53-8429
② 賃貸型応急住宅（みなし仮設）の入居支援 <small>民間の賃貸アパートなどの入居費（家賃、共益費など）を支援</small>		○	○	○	○	
③ 被災家屋の解体支援 【④との併用はできません】 <small>被災した家屋を、所有者の申請により市が解体（公費解体） 公費解体の前に、所有者自身で解体を行った場合はその費用の一部または全部を償還（自費解体）</small>		○	○	○	○	【受付準備中】 受付開始まで、しばらくお待ちください。 環境課 ☎53-8421
④ 住宅の応急修理支援 【助成額：上限70万6千円】 <small>屋根や壁、上下水道配管など生活に不可欠な部分の修理費用の助成</small>	○※	○	○	○	○	12/31施工分まで対象 空き家、倉庫などは対象外 ※準半壊は上限34万3千円 都市建築課 ☎53-8429
⑤ 住宅の緊急修理支援 【助成額：上限5万円】 <small>雨漏りなどを防ぐためにブルーシートを設置する費用の助成</small>						罹災証明書は不要です 2/29施工分まで対象 空き家、倉庫などは対象外
⑥ がけ地整備 【補助額：上限100万円】 <small>居住者などに危害が生じるおそれがあるがけ地、または、すでに崩壊したがけ地の工事にかかった費用の助成</small>						罹災証明書は不要です 土木課 ☎53-8426

穴水地区の罹災証明書の申請窓口の受付について

穴水地区(※1)の木造住宅(※2)の被害認定調査の終了に伴い、令和6年2月5日(月)から罹災証明の申請受付を開始します。

すでに申請受付を行っている地区（大町、川島の各区）については、引続き受付を行っていきます。

なお、城山地区、由比ヶ丘地区の一部の地域については、避難指示が出ている関係で調査が行えていません。詳しくは、お問い合わせください。

罹災証明書は、申請時に即時発行します。

現在、すべての住家の被害認定調査を行っております。

住吉地区、鹿波地区、甲地区、諸橋地区は、調査中です。

調査が終わり、発行可能となった地区から順次ご案内していきます。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

罹災証明書の申請に関する案内

～石川県賃貸型応急住宅（みなし仮設）について～
(令和6年能登半島地震による被災者の皆様へ)

○受付対象者 R6.1.30版

令和6年能登半島地震に伴う住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、災害時に災害救助法の適用地区に居住している者

○要件

災害時において、石川県（災害救助法の適用を受けた市町）に居住する者

自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす者

- ・住宅が全壊、全壊又は流失し、居住する住宅がない者
- ・半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者
- ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたりの住宅に居住できないと市長が認める者
- ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。）
- ・その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

③被災者への情報提供（リーフレットの提供）

○ 被災者に支援制度を周知するためのリーフレット（「住まい」と「生活」の再建に向けて）を、石川県を通じ県内市町に提供（合計23,000部を郵送）。避難所や窓口などで配布された。

被災されたみなさまへ

災害時の「住まい」と「生活」の再建に向けて

このリーフレットは、災害発生後、被災された方に、支援制度を知ってもらうために作成しています。災害時に受けられる支援制度は、災害の規模や被害の程度により異なりますので、制度を活用する際は、自治体にご確認ください。

内閣府(防災担当) 令和5年7月作成

各種手続に必要な「り災証明書」

「り災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要になります。

- 交付窓口は、各市町村です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害認定調査が行われ、後日、調査結果に基づき「り災証明書」が交付されます。
- 手続には、申請書、身分証明書等が必要です。

注意事項

カメラでもスマホでも結構です。被災した自宅の状況を写真で撮影してください。

※修理や片付けをしまつてからでは、正確な調査が困難となります。修理などをする前にあらかじめ、被害箇所の写真を撮ってください！

カメラ・スマホなどで4方向から撮影

浸水の高さがわかるように

都道府県・市町村の問い合わせ先

被災住宅の応急修理

（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

日常生活に必要な必要最小限度の部分の修理は、自宅が一定の被害（大規模半壊、中規模半壊、半壊（半壊）又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な最小限度の部分に応急的に修理するものです。

- 工事費用の限度額は、お住まいの自治体におたずねください。
 - ※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなされます。
 - ※全壊であっても、修理すれば住居が可能なら、対象とすることができます。
 - ※現金を支給する制度ではありません。
- 日常生活に必要な必要最小限度の部分の修理に当たっては、自治体が修理業者と契約します。
 - （修理限度額を超える工事費用は自己負担です。）
- 詳しくは「住宅の応急修理Q&A」で検索ください。
- 住宅の被害を受け公営住宅等を避難先として短期間利用された方であれば、応急修理の実施が可能です。



修理に必要な書類

- ①住宅の応急修理申込書
- ②り災証明書（写し）
- ③修理前の被害状況が分かる写真
- ④修理見積書（修理業者に作成を依頼してください。）
 - ※希望する業者が無い場合は各市町村が業者を紹介します。
- ⑤資力に関する申出書（中規模半壊、半壊及び準半壊の方）

注意事項

- カメラでもスマホでも結構です。自宅の被災した状況を写真で撮影してください。
- 修理業者との契約は自治体が行いますので、被災された方自らが契約をしないでください。
- 万が一、自ら契約をして修理を実施しても、修理代金を支払う前に、まずは最寄りの自治体にご相談ください。
- 申込書等は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口で受け取ってください。

被災住宅の応急修理（一例）

被災者の生活再建のための支援金の給付

被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するために支給されます。

- 対象となる自然災害：1市町村で10世帯以上全壊した災害等
- 対象となる被災世帯
 - ①全壊世帯
 - ②解体世帯（半壊解体・敷地被害解体）
 - ③長期避難世帯
 - ④大規模半壊世帯
 - ⑤中規模半壊世帯

※詳しくはお住まいの自治体におたずねください。

■全壊、全壊又は流失により被害を受けた世帯

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計	
①全壊		建設・購入	200万円	300万円
②解体	100万円	補修	100万円	200万円
③長期避難		賃貸(公営住宅除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅除く)	25万円	25万円

【申請窓口】 市町村
【申請に必要な書類】
基礎支援金：り災証明書、住民票の写し(※)、預金通帳の写し 等
※支援金支給申請書へマイナンバーを記載することで住民票の写しは添付不要となります。
加算支援金：契約書(住宅の購入、賃貸等)の写し等

注意事項

- 住宅の被害程度を示す「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」は市町村の発行するり災証明書に記載があります。
- 店舗や空き家等は対象外となります。
- 解体世帯は、半壊等の被害を受け、やむを得ない理由で解体に至った場合に申請可能です。
- 長期避難世帯の認定は、都道府県が行います。
- 「基礎支援金」、「加算支援金」それぞれ、申請期限がありますので、期限内に申請してください。
- 【申請期限】 基礎支援金：災害発生日から13月以内
加算支援金：災害発生日から37月以内

被災者生活再建支援金の支給（一例）

【その他の掲載施策】

- 罹災証明書
- 避難所・福祉避難所
- 食品の給与・飲料水の供給
- ブルーシートの展張
- 応急仮設住宅
- 生活必需品の給与・貸与
- 学用品の給与
- 災害弔慰金、障害見舞金
- 災害援護資金
- 災害復興住宅融資 等

【主なポイント】

被災者支援の具体的な内容や、支援を受けるために必要となる提出書類、窓口等を丁寧に解説（赤枠部分参照）



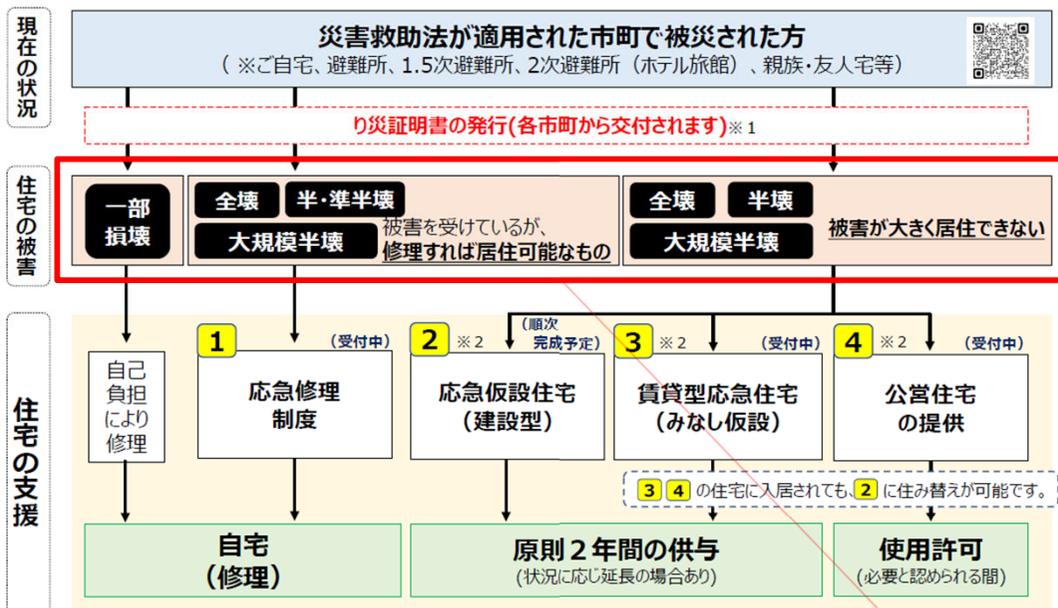
こちらのQRコードからリーフレットをご覧ください。

③被災者への情報提供（フローチャート式による支援制度の周知）

- **ご自身の被害区分に応じて活用可能な支援制度を分かりやすくご理解いただけるよう、内閣府及び石川県で協力のうへ「生活再建のためのフローチャート」を作成、石川県HPで公表。**

1. 応急的なお住まいの支援について（令和6年能登半島地震で被災された方）

石川県建築住宅課 ☎076(225)1777



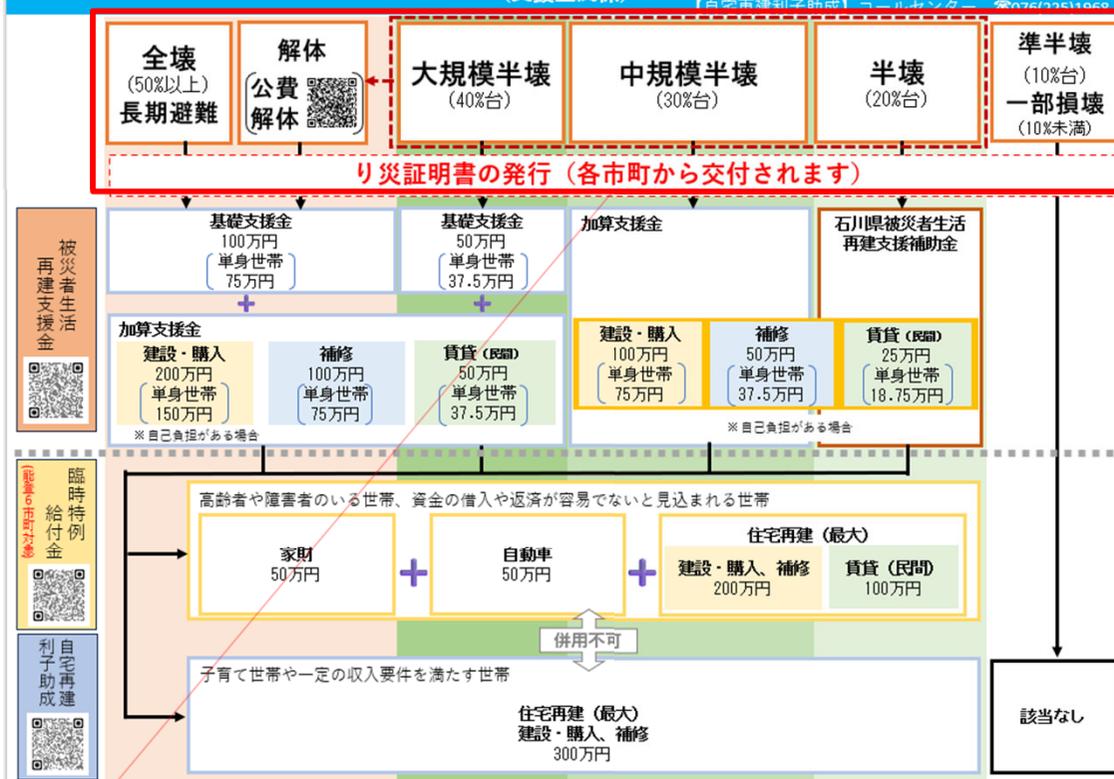
※1 被災証明書の発行前でも、①の修理の実施や②～④の仮設住宅等への入居が可能です
 ※2 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあったり、ライフラインが途絶えていたり、地すべり等で避難指示等を受けている、など長期にわたり自らの住居に居住できないと市町長が認める者は、住宅に半壊以上の被害が生じていなくても、②～④の利用が可能です

応急的なお住まいの支援（一例）

2. 生活再建のためのフローチャート①

（支援金関係）

【被災者生活再建支援金】石川県生活再建支援課 ☎076(225)1985
 【臨時特例給付金】コールセンター ☎076(225)1956
 【自宅再建利子助成】コールセンター ☎076(225)1956



被災者生活再建支援金、臨時特例給付金、自宅再建利子助成（一例）

【主なポイント】
 罹災証明書の被害区分に応じて活用可能な支援制度を分かりやすくご理解いただけるよう、被災区分に応じたフローチャートを作成（上記赤枠部分参照）



こちらのQRコードからフローチャートをご覧ください。

① 災害時に活用可能なトレーラーハウス等の登録制度の検討

- 今回の災害では、トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等の移動型車両等が、被災者の住まいの確保、災害対応従事者等の宿泊場所の確保、被災地におけるトイレの確保、医療や食事の提供等の観点で有効に活用された。
- 一方で、こうした移動型車両等について、災害時に活用可能なストックが、どこに、どの程度存在するか等の情報を持ち合わせておらず、**関係事業者に都度確認するなど場当たり的に対応せざるを得ない面があった。**

■ 令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート (令和6年6月 令和6年能登半島地震に係る検証チーム) (一部抜粋)

【支援者の活動環境の確保】

- 災害対応従事者等の宿泊場所・生活場所の確保のため、対策本部車・待機支援車やキャンピングカー、トレーラーハウスやムービングハウス等の活用といった事例が見られた。

【災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用】

- 被災地におけるトイレ等の衛生環境、医療の提供、支援者の宿泊場所・生活環境等を迅速に確保するため、移動型車両・コンテナ等が効果的に活用された。

【断水や避難生活の長期化に伴う避難所環境の確保】

- キッチンカーの活用による食事の提供が行われてきた。



トレーラーハウス



ランドリーカー

- 災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、キッチンカー、ランドリーカー等について、**平時から登録・データベース化する等、ニーズに応じて迅速に提供する仕組みを検討。**

②被害認定調査の迅速化に向けた損保協会との連携検討

- 住宅の被害認定調査については、被災者生活再建支援金の支給をはじめとした各種支援の根拠となることから、できる限り迅速な対応が必要。
 - 今回、エリア一括での「全壊」判定など可能な限りの簡素化手法を取り入れて対応してきたが、**更なる迅速化に向け、特に損害保険会社との連携方策を探る余地がある**ものと考えられる。
- (※) 水害時には、保険会社が調査した浸水深の情報や撮影した写真を自治体に提供する等の協力関係の構築が進みつつある

■ 日本損害保険協会による共同調査の実施

- 令和6年1月18日 「共同調査」の実施を公表
- 令和6年2月9日 火災・津波による「全損地域」及び「一部全損地域」の認定を公表
- 令和6年3月1日 倒壊建物を対象に、「全損建物」及び「全損の可能性が高い建物」の認定を公表



損保協会のニュースリリース（令和6年3月1日）より

■ 令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート

(令和6年6月 令和6年能登半島地震に係る検証チーム) (一部抜粋)

- DX等の活用など被害認定調査の迅速化・簡素化の取組を更に進めるほか、**日本損害保険協会と連携し、損保協会の調査結果や航空写真等についての被害認定調査への活用を検討**する。